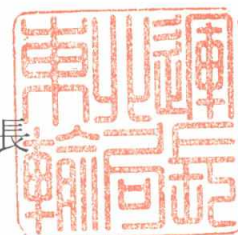


# 公 示

平成23年度下半期における臨時海技士国家試験を下記のとおり実施するので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第22条第3項の規定により公示する。

平成23年12月13日

東北運輸局長



記

試験開始日	試験場所	試験種別	予定人員	備考
平成24年 3月6日(火)	宮城県 仙台市	四級海技士(航海) 内燃四級海技士(機関)	80人	水産高等学校卒業者に 限る ※筆記試験のみ実施
平成24年 3月8日(木)	宮城県 仙台市	三級海技士(航海) 四級海技士(航海) 内燃三級海技士(機関) 内燃四級海技士(機関)	25人	水産高等学校専攻科卒 業者に限る ※口述試験のみ実施
平成24年 3月15日(木)	岩手県 宮古市	四級海技士(航海) 内燃四級海技士(機関)	43人	国立宮古海上技術短期 大学校を平成24年3 月に卒業するものに限 る

- (注) 1. 試験申請は、当該試験開始期日の10日前までに当局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課へ提出すること。  
 2. 受験者が予定人員より著しく少ないときは当該試験を中止することがある。  
 3. その他試験実施に必要な事項はその都度公示する。